

寄せられた意見に対する考え方・対応

全般

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	一般的に具体性に欠けている。基準を提示すべき。	2	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本指針は、本法律が対象とする多種多様な化学物質を取扱う指定化学物質等取扱事業者が取扱いの実態に即して自主的な管理の改善を行えるよう、留意すべき事項を示したもので、規制法のような一律の基準を設定することは適当でないと考えます。</p>
2	全ての化学物質を対象としてほしい。	2	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本法律第3条に、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針を定めるとされていることから、本指針もこれに従うべきと考えます。</p>
3	<p>多くの項目で、「 すること。」などとなっているが、これらは「 するよう努めること。」などとし、自主管理のもとに行っていくとの意図をはっきりさせ、管理方法を策定する上での考え方などを定めるガイドラインとしての位置づけをより明確にすべき。</p> <p>(同趣旨の意見)</p> <p>「管理計画を策定すること」を「作成に努める」とする。</p> <p>自主管理計画立案の際に事業者が留意し参考とするための、管理面及び技術面から具体的な参考事例を列举したものであることを明示してほしい。</p>	3	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>指定化学物質等取扱事業者の責務は、本法律第4条に規定するとおり、本指針に留意して、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることです。また、その実施にあたっては、指針前文に記述しているとおり、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法で行うこととしております。従って、本指針が、指定化学物質等取扱事業者による自主的な取り組みに当たって留意すべきものとの位置づけであることは明らかであり、原案を修正する必要はないと考えます。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
4	<p>排出の抑制の義務化とも取れるような表現を削除する。 （同趣旨の意見）</p> <p>「排ガス処理装置や排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること」、「指定化学物質の回収及び再利用を図ること」等の記述について、技術的・経済的に合理的であると広く認められる設備が市販されるまでは、排出抑制、排ガス・排水処理、回収・再利用の設備の設置義務を免除としてほしい。</p> <p>「指定化学物質の大気、水、土壌への排出の抑制に努めること」あるいは「指定化学物質の排出の抑制に必要な対策の実施に努めること」の記述があるが、文章表現を、「管理の促進に努める」程度に改めてほしい。（法第3条第2項では、「化学物質管理指針」は指定化学物質等の管理の方法並びに使用の合理化に関する事項を定めるものと規定されており、排出の抑制、すなわち削減を「管理」の中に定めていない。）</p>	3	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。 （理由）</p> <p>指定化学物質等取扱事業者の責務は、本法律第4条に規定するとおり、本指針に留意して、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることです。また、その実施にあたっては、指針前文に記述しているとおり事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法で行うこととしております。従って、本指針が、指定化学物質等取扱事業者による自主的な取り組みに当たって留意すべきものの位置づけであることは明らかであり、原案を修正する必要はないと考えます。</p> <p>なお、本指針において、「排出の抑制」は、設備改善等の措置（設備の密閉化など）を講ずる際の方向性を示すものであり、これをもって、生産活動など様々な要因によって左右される排出量の「削減」の義務化を意図するものではありません。</p>
5	<p>指定化学物質の環境への影響度を考慮し、影響の大きいものから順次事業者の自主的な取り組みを促すような表現を追加すべき。</p>	1	<p>・御意見を踏まえ、以下の2箇所に文章を追加します。</p> <p>第一の三に「指定化学物質等取扱事業者は、上記二により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の管理対策の実施に取り組むこと。」</p> <p>第二の二に「指定化学物質等取扱事業者は、第一の二「情報の収集、整理等」により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の使用の合理化対策の実施に取り組むこと。」</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
6	この指針では「事業所」となっているが、安衛法では「事業場」となっており、どちらかに統一してほしい。	1	・原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 本法律では「事業所」という語を用いており、法律の規定と用語を統一する必要があります。
7	「指定化学物質」とあるところはすべて、「指定化学物質等」とするか「第一種及び第二種指定化学物質」としてほしい。 <理由> 化審法の「指定化学物質」と区別が付かないので、予期せぬ混同が懸念される。	1	・原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 本指針においては、「第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質」を「指定化学物質」と明確に定義しています。

前文

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	国の役割、事業者の役割及び国民の役割について明確かつ簡明な文を入れてほしい。	1	・原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 本指針は、本法律第3条に規定するとおり、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置について定めるものと規定されているところです。 なお、国及び地方公共団体の措置については、本法律第17条に規定されています。

第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	方針、管理計画及び体制の整備について、ISO14000 やレスポンシブル・ケア活動その他によって同様のものがあれば、それぞれを別に整備するのではなく、一つに統合したものであってよいこととしてほしい。	3	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本指針に記述する方針や管理計画の策定及び組織体制の整備は、自主的な管理の改善にあたり留意すべき事項の一つです。なお、本指針の方針や管理計画の策定及び組織体制の整備に相当する措置が既にとられている場合に、重複して措置する必要はないと考えます。</p>
2	管理計画に時期を定めることを、削除する。	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>化学物質の管理の改善に関する具体的対策を盛り込んだ管理計画を策定する場合には、その達成の目安となる時期等を定めることが管理の改善を図るためにより効果的であると考えられることから、原案のように記述したものです。なお、具体的な計画の策定に当たっては、指定化学物質等取扱事業者が事業所における化学物質の取扱いの実態等に即した方法で行うものと考えています。</p>
3	1.(3)「他の事業者との連携」及び3.(2)「指定化学物質を含有する廃棄物の管理」における情報の提供は、MSDSの提供と明記すべきと考える。	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>一(3)エ(旧1.(3))及び三(2)(旧3.(2))における情報の提供は、MSDSを想定したものではありません。</p>
4	方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制の継続的な見直しの実施は、過度の負担が発生することになるので、段階的な見直しの実施としてほしい。	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>方針、管理計画及び作業要領の策定や組織体制の整備を行った場合には、これを継続的に見直すよう努めることが管理の改善を図るためにより効果的であると考えられることから原案のように記述したものです。なお、具体的な見直しに当たっては、指定化学物質等取扱事業者が事業所における化学物質の取扱いの実態等に即した方法で行うものと考えています。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
5	「指定化学物質等取扱事業者は…教育、訓練を実施すること。」となっている。管理のための教育、訓練は必要と考えるがそれを事業者のみに要求するのはなぜか。	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本指針は、本法律第3条に規定するとおり、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置について定めるものと規定されているところです。</p> <p>なお、国及び地方公共団体の措置については、本法律第17条に規定されており、指定化学物質等取扱事業者への技術的な助言等を行うことや国民の理解を深めることに関する必要な人材を育成するよう努めることとしています。</p>
6	3.(1)の「定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。」に講じた措置を担保するための記録を追加すべき。	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>二(旧2.)情報の収集、整理等において、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握することと記述しており、設備の補修等の経過の状況も含まれるため、講じた措置の担保は、既に盛り込み済みであると考えます。</p>
7	消防法、高圧ガス取締法、安全衛生法、廃掃法などでも危害予防規定などを定められることになっているが、これらの規定がこの指針と重複している場合は、それら規定が代替適用できるように配慮すべきと考える。	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本指針の前文に関係法令等を遵守することについて記述しています。なお、それにより、本指針による措置に相当する措置が既にとられている場合には、重複して措置する必要はないと考えます。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
8	<p>第一の3.(3)の「設備等の密閉構造化により」の前に「排出量及び濃度の状況に応じ、必要に応じて」を追加し、「排出を防止するための適切な措置」を「排出を抑制するための適切な措置」とする。以降、「排出量及び濃度の状況に応じ、必要に応じて」を第一の3.(3)、第一の3.(4)～及び第二の2.(2)～に追加する。</p>	1	<p>第一の三(3)イ(旧第一の3.(3))については、「防止」より「抑制」を用いる方が適切と考えますので、「大気への排出を抑制するための適切な措置」に修正するとともに、標題を「大気への揮発等による排出の抑制構造」に修正します。</p> <p>第一の三(3)エ(旧第一の3.(3))に「排出量及び濃度の状況に応じ、必要に応じて」を追加するとの意見については、施設及び設備の維持及び管理は、排出量及び濃度の状況と関係なく行われるものであると考えますので、原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>第一の三(3)イ(旧第一の3.(3))、第一の三(4)ア～コ(旧第一の3.(4)～)及び第二の二(2)ア～ケ(旧第二の2.(2)～)に「排出量及び濃度の状況に応じ、必要に応じて」を追加するとのご意見については、ご指摘の箇所は原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>なお、排出量及び濃度の状況、あるいはその物質の有害性等に応じて対策の内容が変わりうることを踏まえ、第一の三及び第二の二に、全般5の意見への回答のとおり文章を追加することとしました。</p>
9	<p>3.(3)「大気への揮発等の防止構造」及び(4)「塗装工程、印刷工程及び接着工程」のそれぞれの最後に「ただし、設備等の密閉構造化が困難な船舶・大型構造物等屋外で建造・修理する工事については、生産工程の合理化及び工事の効率化等により指定化学物の大気への排出が減少するよう適切な対応に努めること」を加える。</p>	1	<p>・原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>ご意見の内容につきましては、第二の一(旧第二1.)に「屋外において指定化学物質等を使用する場合のような指定化学物質の回収等が難しい使用については、使用量の管理の徹底を図ること等により指定化学物質等の使用の合理化を図ることに留意すること。」として既に盛り込まれています。</p> <p>なお、本指針の実施に当たっては、第一2の意見等への回答のとおり、事業所における化学物質の取扱いの実態等に即した方法で行うこととしています。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
10	<p>「指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備（配管等を含む。）は、地上に設置する等、その維持及び管理が容易に実施できる構造とすること。」の「地上に設置する等、」を削除する。</p> <p><理由> 「地上に設置する」ことと「維持及び管理が容易に実施できる」ことは結びつかない。例えば、建屋内の地階に設置し、当該箇所までの通路や周辺スペースが十分に確保され地下への浸透防止対策もとられている場合は、地上に設置する場合と比較して維持及び管理に際して遜色ないと考えられる。</p>	1	<p>・原案どおりとすることが適当であると考えます。</p> <p>（理由） 設備や配管等は地下よりも地上に設置される方が維持管理が容易となると考えられることから例示的に示したものであります。これ以外にも、ご指摘のように、地下に設置しても通路や周辺スペースが十分に確保されるよう措置する場合等も対策の一つとして考えられます。</p>
11	<p>3.(4)の「上記1)から3)に掲げる事項...」は(1)から(3)の間違いである。</p>	1	<p>・ご指摘のとおり修正します。</p>
12	<p>3.(4) ~ の事例を挙げる前に、密閉構造化、排ガス処理装置の設置、廃水処理装置の設置等の共通の基本的な概念をまとめて記載すべき。</p>	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>（理由） 既に、三(1)~(3)（旧3.(1)~(3)）において共通の基本的な対策をまとめて記載しております。</p>
13	<p>点検修理時、立ち上げ時に、取扱事業者は、できるだけ環境への放出を少なくさせる汚染防止手段を講ずるべきである。</p>	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>（理由） 点検修理時、立ち上げ時に関しても指定化学物質等取扱事業者は、本指針に留意して指定化学物質等の管理を行うよう努めるべきものと考えます。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
14	<p>事故時の対応に関する事項を設けるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の未然防止対策 ・事故時対応の体制整備 ・事故時の対応方法 ・事故後の措置 <p>(同趣旨の意見)</p> <p>火災や事故、災害の際、環境汚染や人体被害が拡大しないよう取扱事業者は、あらかじめ対策マニュアルを作成し、事業所周辺の住民に知らせるとともに、訓練も実施すべきである。このことは、指定物質の製造業者や使用業者だけでなく、倉庫業者や輸送業者についてもいえる。(第四に対しても同趣旨の意見あり)</p> <p>2.(2)「指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集」を「指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集・整理」とし、汚染事故の事例等の情報の収集、整理を追加する。</p> <p>プラントのトラブル発生時に、取扱事業者は、できるだけ環境への放出を少なくさせる汚染防止手段を講ずるべきである。</p>	4	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本法律においてはP R T Rの実施による年間の第一種指定化学物質の排出量の把握等、MSDSによる化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供等の措置を通じて、指定化学物質等取扱事業者が日常的に化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障の未然防止を図ることとしており、本指針においては指定化学物質等取扱事業者がこのような化学物質管理を行うにあたって留意すべき事項を記述することとしています。</p> <p>なお、事故に対しては未然防止対策が重要であり、本指針により日常的な管理が実施されることにより、事故の未然防止に資するものと考えます。</p> <p>また、盗難、紛失防止についても同様に考えます。</p>
15	盗難、紛失防止に関する事項を入れるべきではないか。	1	

第二 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	代替物質について、対象外のHFC等への移行を促進する可能性があり、その選択については、環境負荷の総合的に判断する等の配慮が必要。	1	・原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 指定化学物質を使用する場合の人の健康等への影響とHFC等への移行による地球温暖化に与える影響とを比較することは現時点では技術的に困難であり、本指針に盛り込むのは適切でないと考えます。
2	代替物質の使用とあるが、これは実質的な使用禁止であり、削除を求める。	1	・原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 全般3の意見への回答に示すように、ご指摘の箇所は、指定化学物質等取扱事業者が指定化学物質等の使用の合理化対策を実施するにあたり留意する事項の一つであり、指定化学物質等の使用を禁止するものではありません。

第三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	情報の提供等の内容とされている内の「事業活動の内容」「事業所内における管理の状況等」を削除する。 <理由> 事業機密等で公開上問題があるケースがある。どのレベルの資料を期待されているのかわからない。	1	・原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深める責務(本法律第4条)を果たすにあたって留意すべき事項の例として事業活動の内容や事業所内における管理の状況等に関し情報提供等に努めることを例示したものであり、営業秘密の公開を求めるものではありません。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
2	<p>「事業所周辺住民等への情報の提供に努めること」を「必要に応じて努めること」とする。</p> <p><理由> 説明会等を企画・実施しなくてもよいレベルで、問い合わせ、資料請求に応じることでよいとする。</p>	1	<p>・原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>(理由) 全般3の意見への回答に示すように、ご指摘の箇所は、指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深める責務を果たすにあたって留意すべき事項の例として、説明会の実施等による情報提供等に努めることを例示したものであり、説明会の開催を義務づけるものではありません。</p> <p>なお、情報の提供の方法については指定化学物質等取扱事業者が適切な方法を選択して実施することとなります。</p>
3	<p>事業者が行う周辺住民への説明会は行政の支援あるいは国の中立的な参加を得て実施することとする。</p> <p><理由> 周辺住民への説明会を事業所単独で実施するのは科学的知識の不足、議論の公正な判断者を欠くこと等から難しいと考える。また、各企業の個別データを国が公表することになっている。</p>	2	<p>・原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>(理由) 指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深める責務（本法律第4条）を果たすにあたって留意すべき事項の例として、説明会の実施等による情報提供等に努めることを例示したものであり、説明会の開催を義務づけるものではありません。</p> <p>なお、本法律第17条において、国及び地方公共団体は、指定化学物質等取扱事業者が行う自主的な管理の改善を促進するため技術的助言等の支援措置を講じていくこととしています。</p>
4	<p>情報公開は化学物質を扱う全ての企業に義務付け、標準書式を定め手軽に市民がわかるようにしてほしい。また、それに基づいて具体的な削減計画を作成してほしい。</p>	3	<p>・原案どおりとすることが適切と考えます</p> <p>(理由) 全般3の意見への回答に示すように、本指針は、情報公開を指定化学物質等取扱事業者に義務づける性格のものではありません。また、情報の提供の手段、方法については、それぞれの指定化学物質等取扱事業者の実情や指定化学物質等取扱事業者による工夫により、様々な方法が考えられますので、本指針においては、標準書式というものを定める必要はないと考えます。</p> <p>なお、後段については、本指針においては、自主的な管理の改善に当たって指定化学物質等取扱事業者が留意すべき事項の一つとして、管理計画の策定を記述しています。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
5	<p>国民の理解の増進とあるが基本的情報提供は国が行うべきであり一企業の責任で行うことではない。また有害性評価を行った以上有益性の評価も行うべき。</p> <p>(同趣旨の意見)</p> <p>指定物質の毒性についてのデータベースを作り、インターネットなどで公開する。</p> <p>(第四に対しても同趣旨の意見あり)</p>	2	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます</p> <p>(理由)</p> <p>指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深める責務(本法律第4条)を果たすにあたって留意すべき事項の例として情報提供等に努めることを例示したものです。</p> <p>なお、国の措置については、本法律第17条に規定されており、指定化学物質の性状及び取扱いに関するデータベースを作成し、インターネットなどにより公開することとしています。</p> <p>また、有益性の評価については、有害な性状を有する指定化学物質等の管理を行うに当たって留意すべき事項を記述する本指針に盛り込む必要はないと考えます。</p>
6	<p>個々の事業所は、周辺住民がわかるように、その旨の表示をする(例えば、事業所の見やすい場所に、看板を立てる。輸送時には車両に表示するなど)。また、取り扱う指定物質やその数量については、地域住民がすぐにその情報を入手できるよう、指定物質情報をデータベース化し、行政窓口やインターネットなどで公開する。</p> <p>(第四に対しても同趣旨の意見あり)</p>	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます</p> <p>(理由)</p> <p>これまでの回答のとおり、本指針は、自主的な取り組みに当たって、留意すべきものとの位置づけであり、ご指摘についても、指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深める責務(本法律第4条)を果たすにあたって留意すべき事項として、第三(2)に情報の提供等を記述したものであります。</p> <p>なお、情報の提供等の具体的な実施に当たっては、指定化学物質等取扱事業者が実態に即して適切な方法を選択して実施するものと考えます。</p>
7	<p>取扱業者は、火災や事故に際しては、環境中に放出された指定物質情報を公開するとともに、ダイオキシン類のような有害物質が発生していないかなどの環境調査も実施し報告すべきである。</p> <p>(第四に対しても同趣旨の意見あり)</p>	1	<p>・原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>第二の意見14～15への回答と同じです。</p>

第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	情報（MSDS）の授受を提供側及び受け手側とも記録・保管することを規定する。	1	・原文どおりとすることが適当と考えます。 （理由） 法第14条に規定しているとおり、MSDSの提供は指定化学物質等取扱事業者に義務づけられているところであり、授受の記録を保管することは必ずしも必要であるとは考えられません。なお、受け手側がMSDSを活用するにあたって、データベースの構築その他適切な手段を講じることは既に本指針第四に記述されているところです。

以下のご質問、ご意見は、今後の省令の策定や法の施行等に当たって留意すべき事項に関するものですので、参考にしていきたいと考えます。

No	意見の概要	件数
1	指針に盛り込めなかった事項、および指針だけでは内容のわかりにくいことをわかりやすく記載した解説書の作成とその内容の啓蒙・普及をしてほしい。	1
2	小規模事業者の場合の管理計画の策定、実施について、例えば、最低限度の策定すべき内容の目安やモデル指針等を提示するよう考慮されたい。	1
3	MSDSとして提供される情報について、含有量1%以下で記載しない成分の含有量でもMSDSの提供を受けた側が法律による排出量の届出等の正当な理由を有する場合は別途正確な含有量の開示を請求することが可能でかつ回答しなければならないと規定することが必要である。	1
4	プラントのトラブル発生時、点検修理時、立ち上げ時など、非日常的な作業を実施する際、あるいは万一の工場事故や保管倉庫の火災、輸送中の交通事故による漏洩、地震・風水害などの災害による漏洩の際の指定物質の放出量を算出して、報告すべきである。	1

また、その他、今回のパブリックコメントの対象外のご意見等ではありますが、一般的な内容のご意見、法制度全体に関するご意見等もいただきましたので、ご紹介します。

No	意見の概要	件数
1	チェックは第三者機関がかかわるべき。	1
2	違反企業の企業名を公表する。	1
3	どの企業がよく管理ができていないか、公に順位を発表する。	1

No	意見の概要	件数
4	化学物質製造への規制、企業による情報公開義務、などの制度化をした方がよい。	1
5	指定物質を取扱う事業者名のデータベースを作り、インターネットなどで公開する。	1
6	家庭からも化学物質は出ており、国民一人一人ができる事は多いので、企業だけでなく家庭へのガイドラインが必要。洗剤の害、農薬の害、除草剤の害を広く情報を流してほしい。	1
7	ダイオキシンなど有害な物質を発生させる可能性のある商品に何か表示などが必要。	1
8	化学物質を排出しない物を作り出したりする方向へ企業を向けていけるガイドラインができるとよい。	1
9	登録失効した農薬については、その旨を末端使用者に周知徹底させ、農薬メーカーまたは販売業者に回収・処理を義務づける農薬取締法の改定が不可欠である。	1
10	有効期限切れの農薬について、法的に回収・処理を義務づける必要がある。農薬と同類の成分を含むシロアリ防除剤、家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤等についても同様の観点で対処されたい。	1
11	農薬散布の際に指示されている希釈方法や対象農作物への適用方法が守られない場合があるが、このことについて、法による罰則規定がない。農薬においては取扱事業者の責任において末端使用者の教育訓練を行うべきである。	1
12	過去において、農水省の指示により、使用中止になった2, 4, 5-T, BHC, DDTほかの全国各地に土中埋設処理されている有機塩素系農薬の所在を明確にし、地域住民に知らせるとともに、今後、環境中への漏洩がないよう管理責任を明確にされたい。	1
13	農薬散布時に希釈した農薬が余った場合の処理方法を明確にすべきである。散布業者が一般下水道に投棄した例もあり、末端使用者や散布業者に注意を促す対策をとられたい。	1
14	CCA（銅 - クロム - 砒素）系木材処理剤やシロアリ防除剤等で処理された建築廃材が投棄後に野焼きされたり、再利用されて環境汚染や人体被害を引き起こすことのないよう管理を強化すべき。加えて、建築廃材を有効に再利用するためにも、木材を有害物質で処理しないよう努めるべき。	1

なお、化学物質管理指針案に対する意見ではありませんが、「有害物質の規制強化について」と題して数多くの意見がパブリックコメント手続きの期間中に寄せられましたので、関連する行政分野において必要に応じ参考にさせていただきます。